

令和 5 年
第 5 回臨時会
会 議 録
(第 1 号)

令和 5 年 8 月 2 3 日

**令和5年第5回 江 差 町 議 会 臨 時 会
(第 1 号)**

◎期日及び場所

令和5年8月23日（月） 10時00分 江差町役場 議場

◎議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1号 議長選挙について

◎会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1号 議長選挙について

◎議事日程（追加）

- 追加日程第 1 会期の決定
- 追加日程第 2 選挙第 2号 副議長選挙について
- 追加日程第 3 決定第 1号 議席の指定について
- 追加日程第 4 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 5 決定第 2号 常任委員の選任について
- 追加日程第 6 決定第 3号 議会運営委員の選任について
- 追加日程第 7 発議第 1号 議会広報に関する事務調査について
- 追加日程第 8 選挙第 3号 南部桧山衛生処理組合議会議員選挙について
- 追加日程第 9 選挙第 4号 檜山広域行政組合議会議員選挙について
- 追加日程第 10 選挙第 5号 江差町・上ノ国町学校給食組合議会議員選挙について
- 追加日程第 11 承認第 1号 令和5年度江差町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 12 同意第 1号 監査委員の選任について
- 追加日程第 13 発議第 2号 令和4年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置について

◎会議に付した事件

- 追加日程第 1 会期の決定
- 追加日程第 2 選挙第 2号 副議長選挙について
- 追加日程第 3 決定第 1号 議席の指定について

追加日程第 4	会議録署名議員の指名
追加日程第 5	決定第 2 号 常任委員の選任について
追加日程第 6	決定第 3 号 議会運営委員の選任について
追加日程第 7	発議第 1 号 議会広報に関する事務調査について
追加日程第 8	選挙第 3 号 南部桧山衛生処理組合議会議員選挙について
追加日程第 9	選挙第 4 号 檜山広域行政組合議会議員選挙について
追加日程第 10	選挙第 5 号 江差町・上ノ国町学校給食組合議会議員選挙について
追加日程第 11	承認第 1 号 令和 5 年度江差町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認を求めることについて
追加日程第 12	同意第 1 号 監査委員の選任について
追加日程第 13	発議第 2 号 令和 4 年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置について

◎議事日程（追加その 2）

追加日程第 14	閉会中の継続調査の申し出について
----------	------------------

◎会議に付した事件

追加日程第 14	閉会中の継続調査の申し出について
----------	------------------

◎出席議員（12名）

議	長	萩 原	徹
副	議	塚 本	眞
議	員	打 越 東 亜 夫	
〃		飯 田 隆 一	
〃		小 野 寺 眞	
〃		室 井 正 行	
〃		小 梅 洋 子	
〃		西 海 谷 望	
〃		出 崎 太 郎	
〃		田 畑 豊 利	
〃		大 門 和 幸	
〃		増 永 一 彦	

◎出席説明者

町	長	照 井 誉 之 介	
副	町	田 畑	明
教	育	出 崎 雄 司	
総	務 課	岸 田 礼 治	
まちづくり推進課	長	尾 山	徹
財 政 課	長	長 尾 恵 一	
税 務 課	長	西 海 谷 靖	
町民福祉課	長	畑 竜 哉	
健康推進課	長	白 鳥 智 子	
健康推進課参事		若 狭	巧
産業振興課	長	竹 内	強
追分観光課	長	国 仙 敏 孝	
建設水道課	長	岸 田 雄 治	
高齢あんしん課	長	畑 明日香	
出 納 室	長	岸 田 真 由 美	
学校教育課	長	宮 津 宗 介	
社会教育課	長	安 田 克 臣	
総 務 課 主 幹		森 直 彦	
まちづくり推進課主幹		秋 山 悦 子	

(議会事務局)

局
書

長
記

梅 川 年 代
三 宮 弘 之

開会 10:00

※ベルが鳴る

(臨時議長)

ただ今の出席議員は、12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただ今から、令和5年第5回江差町議会臨時会を開催致します。

(臨時議長)

本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりです。

(臨時議長)

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今、ご着席の議席と致します。

(臨時議長)

全員協議会開催のため、暫時休憩致します。

暫時休憩 10:00

再開 10:11

(臨時議長)

はい。

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開致します。

(臨時議長)

日程第2、選挙第1号、議長選挙を行います。

議場の出入り口を閉めます。

※ 議場閉鎖

(臨時議長)

ただ今の出席議員数は、12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に大門議員、出崎議員を指名します。

(臨時議長)

投票用紙を配ります。

投票は、単記無記名です。

※ 事務局にて投票用紙配布

(臨時議長)

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

(「なし」の声)

(臨時議長)

はい。

じゃ、配布もれ無しと認めます。

(臨時議長)

次に、投票箱を点検します。

※ 事務局にて投票箱を点検し、空である事を立会人、臨時議長に見せる。

(臨時議長)

はい。

異常なしと認めます。

再度、申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票願います。

(臨時議長)

ただ今から、投票を行います。

事務局長が、議員の氏名を呼びあげますので、順番に投票をお願いします。

※ 局長より議員氏名を点呼・・・順次投票

「事務局長」

それでは、お名前の方を呼ばせて頂きたいと思います。

まず、増永議員お願いします。（増永議員：はい。）

次に、大門議員お願いします。

次に、田畑議員お願いします。

出崎議員お願いします。

西海谷議員お願いします。

塚本議員お願いします。

萩原議員お願いします。

室井議員お願いします。

小野寺議員お願いします。

飯田議員お願いします。

打越議員お願いします。

はい。

そして、最後に、小梅議員お願い致します。

（臨時議長）

投票もれはございませんか。

（「なし」の声）

（臨時議長）

投票もれ無しと認めます。

投票を終わります。

（臨時議長）

それでは、これより、開票を行います。

大門議員、出崎議員は、開票の立ち会いのため、演壇の方にお越し下さい。

※ 開票作業

（臨時議長）

議場の出入口を開きます。（事務局長：違い、違います、違います。）

違いますか。まだですか。いいですか。

はい。先に、はい。

(臨時議長)

それでは、選挙の結果を報告致します。

投票数 12 票、これは、先程の出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票 11 票、無効投票 1 票です。

有効投票のうち、萩原議員 7 票、室井議員 4 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

従って、萩原議員が議長に当選されました。

(臨時議長)

で、次、議場の出入り口を開きます。

※ 議場を開く

(臨時議長)

はい。

ただ今、議長に当選された萩原議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

(臨時議長)

それでは、議長に当選されました萩原議員より、議長当選の承諾と就任のご挨拶を頂きたいと思います。

演壇の方どうぞ。

※ 演壇で就任挨拶

(議長) 《就任挨拶》

議長となりました萩原でございます。

先程、所信表明でも申し上げましたとおり、江差町のため、江差町議会のため、全身全霊で頑張っていきますので、今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

(臨時議長)

これをもちまして、臨時議長の職務は、全て終了致しました。

ご協力ありがとうございました。

議長交代のため、暫時休憩致します。

暫時休憩 10 : 22

※ 事務局が追加議事日程を配布

再開 10 : 24

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

(議長)

ただ今、追加議案日程（正：議事日程）を配布致しました。

これを本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従って、本日の日程に追加することに、決定致しました。

(議長)

追加日程第1、会期の決定を議題と致します。

今臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定致しました。

全員協議会開催のため、暫時休憩致します。

暫時休憩 10 : 25

再開 10 : 27

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

(議長)

追加日程第2、選挙第2号、副議長選挙を行います。
議場の出入り口を閉めます。

※ 議場閉鎖

(議長)

ただ今の出席議員数は、12名です。
次に、立会人を指名致します。
会議規則第32条の規定により、立会人に大門議員、出崎議員を指名致します。

(議長)

投票用紙を配ります。
投票は、単記無記名です。

※ 事務局にて投票用紙配布

(議長)

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

配布もれ無しと認めます。

(議長)

投票箱を点検致します。

※ 事務局にて投票箱を点検し、空である事を立会人、臨時議長に見せる。

(議長)

異常なしと認めます。
再度、申し上げます。
投票は、単記無記名です。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票願います。

(議長)

ただ今から、投票を行います。

事務局長が、議員の氏名を呼びあげますので、順番に投票をお願い致します。

「事務局長」

それでは、増永議員お願い致します。(増永議員：はい。)

大門議員お願い致します。

田畑議員お願い致します。

出崎議員お願い致します。

西海谷議員お願い致します。

塚本議員お願い致します。

小梅議員お願い致します。

室井議員お願い致します。

小野寺議員お願い致します。

飯田議員お願い致します。

打越議員お願い致します。

最後に、萩原議長お願い致します。

(議長)

投票もれは、ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

投票もれ無しと認めます。

投票を終わります。

(議長)

これより、開票を行います。

大門議員、出崎議員は、開票の立ち会いのため、演壇の方にお越し下さい。

※ 開票作業

(議長)

選挙の結果を報告致します。

投票総数 12 票、これは先程の出席議員数に符合しています。

そのうち、有効投票 9 票、無効投票 3 票です。

有効投票のうち、塚本議員 9 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

従って、塚本議員が副議長に当選されました。

(議長)

議場の出入口を開きます。

※ 議場を開く

(議長)

ただ今、副議長に当選された塚本議員が、議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

(議長)

それでは、副議長に当選されました塚本議員より、副議長当選の承諾と就任のご挨拶を頂きたいと思います。

塚本議員、どうぞ。

※ 演壇で就任挨拶

(副議長) 《就任挨拶》

皆様方のご指示により、副議長を就任することになりました。

先程、所信表明でもお話させて頂きましたが、萩原議長のもと、議会の活性化、あるいは議会改革、共に議員の皆様方と取り組んで参りたいというふうに思っていますので、今後とも、宜しくご理解ご支援の程、宜しくお願い致します。

(議長)

暫時休憩致します。

なお、再開にあたっては、ブザーでお知らせ致します。

暫時休憩 10 : 39

再開 11 : 07

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

(議長)

ただ今、追加議事日程を配布致しました。

(議長)

失礼致しました。

(議長)

追加日程第3、決定第1号、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定致します。

(議長)

議席は、お手元の配布の議席表のとおり、指定致します。

(議長)

暫時休憩致します。

暫時休憩 11 : 05

※ 議席の入れ替え

「事務局長」

議席の入れ替えを行いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

再開 11 : 09

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

(議長)

追加日程第4、会議録議員署名を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、1番増永議員、2番大門議員を指名致します。

(議長)

追加日程第5、決定第2号、常任委員の選任についてを議題と致します。

(議長)

常任委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、議長から指名致します。

(議長)

総務産業常任委員に、増永議員、出崎議員、塚本議員、萩原議員、小野寺議員、打越議員、社会文教常任委員に、大門議員、田畑議員、西海谷議員、小梅議員、室井議員、飯田議員、以上のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名致しましたとおり、各常任委員に選任することに決定致しました。

(議長)

暫時休憩致します。

暫時休憩 11 : 12

※ 議長の常任委員辞退のため、副議長と交代

※ 議長退場

再開 11 : 13

(副議長)

休憩を閉じて、会議を再開致します。

(副議長)

次に、お諮りする件につきまして、萩原議長は、地方自治法117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席となります。

(副議長)

ただ今、常任委員に選任されました萩原議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席できる権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例でも議長については、辞任を認めているところでもありますので、常任委員を辞任したいとするものであります。

辞任について許可することに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(副議長)

異議なしの声、異議なしと認めます。

従いまして、萩原議員の常任委員の辞任について、許可することに決定致しました。暫時休憩致します。

暫時休憩 11 : 14

※ 審議終了後、議長席へ戻る

再開 11 : 14

(議長)

休憩を閉じて、再開します。

(議長)

追加日程第6、決定第3号、議会運営委員の選任についてを議題と致します。

(議長)

議会運営委員の選任につきましても、委員会条例第5条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長から指名致します。

(議長)

出崎議員、西海谷議員、室井議員、小野寺議員、飯田議員、以上のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名致しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定致しました。

(議長)

追加日程第7、発議第1号、議会広報に関する事務調査についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、出崎議員の提出による所定の賛成者をもつての発議でありますので、提出者、賛成者5名をもって構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで調査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従って、本案については、提出者、賛成者5名で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで調査することに決定致しました。

(議長)

これより、各常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をして頂くため、暫時休憩致します。

暫時休憩 11 : 16

※ 事務局より各委員会開催会場の連絡

「事務局長」

それでは、まず最初に各2つの総務産業、社会文教の常任委員会の方を開催させていただきますので、総務産業につきましては第1委員室、社会文教につきましては第3委員室の方にご移動お願い致します。

※ 常任委員会終了後、議会運営委員会、広報特別委員会を開催

再開 11 : 56

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

(議長)

休憩中に各常任委員会等において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告致します。

(議長)

総務産業常任委員会委員長に小野寺議員、副委員長に出崎議員。
社会文教常任委員会委員長に大門議員、副委員長に西海谷議員。
議会運営委員会委員長に室井議員、副委員長に出崎議員。
議会広報特別委員会委員長に出崎議員、副委員長に大門議員。
以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

(議長)

それでは、1時まで休憩したいと思います。

休憩 11 : 58

再開 13 : 00

(議長)

それでは、休憩を閉じて再開致します。

追加日程第8、選挙第3号、南部桧山衛生処理組合議会議員選挙を行います。

(議長)

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選によることに決定致しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従って、議長において指名することに決定致しました。

南部桧山衛生処理組合議会議員には、西海谷議員、大門議員を指名致します。

(議長)

お諮りします。

ただ今、議長が指名致しました西海谷議員、大門議員を南部桧山衛生処理組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました西海谷議員、大門議員が南部桧山衛生処理組合議会議員に当選されました。

西海谷議員、大門議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

(議長)

追加日程第9号、第9、選挙第4号、檜山広域行政組合議会議員の選挙を行います。

(議長)

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選にすることに決定致しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従って、議長において指名することに決定致しました。

(議長)

檜山広域行政組合議会議員には、小野寺議員、出崎議員を指名致します。

(議長)

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました小野寺議員、出崎議員を檜山広域行政組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました、小野寺議員、出崎議員が檜山広域行政組合議会議員に当選されました。

小野寺議員、出崎議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

(議長)

追加日程第10、選挙第5号、江差町上ノ国町学校給食組合議会議員の選挙を行います。

(議長)

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選によることに決定致しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従って、議長において指名することに決定致しました。

(議長)

江差町上ノ国町学校給食組合議会議員には、増永議員、田畑議員を指名致します。

(議長)

お諮りします。

ただ今、議長が指名致しました増永議員、田畑議員を江差町上ノ国町学校給食組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名致しました増永議員、田畑議員が江差町上ノ国町学校給食組合議会議員に当選されました。

増永議員、田畑議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

(議長)

暫時休憩致します。

暫時休憩 13 : 04

※ 全管理職員の入場

再開 13:05

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

(議長)

追加日程第11、承認第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

承認第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

開陽丸遺跡パイロット事業に係る経費の補正につきまして、令和5年7月6日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう宜しく申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、承認第1号について、補足説明させていただきます。

議案書19ページ、臨時会資料1をご覧ください。議案書19ページも補正予算構成表と臨時会資料1になります。

本事業につきましては、文化庁が独立行政法人国立文化財機構、奈良文化財研究所へ委託契約した、令和5年度日本における水中遺跡保護体制の整備充実に関する調査研究事業の一部を当町教育委員会が再委託先となって実施するもので、当該、調査研究事業のパイロット事業として進められるものであり、本年6月の募集に町教委が応募したところ、同月30日付けで請負候補者として決定をされました。

具体的な業務内容は、海底保存中の船体と開陽丸記念館で展示されている引き揚げ遺物について、保存環境と劣化状態を分析するほか、本事業の周辺自治体への効果波及を

図るべく、他町学芸員の实地研修を行うとともに、地域における水中遺跡保護への理解を促進するために、講座の開催を計画しています。

業務期間は、同研究所と委託契約を締結した7月6日から来年3月1日までの約8か月間となっておりますが、船体調査を進めるためには一定程度の期間を要するため、潜水作業を早急に着手する必要がありましたことから、専決処分したものでございます。

補正の内容につきましては、水中遺跡調査の先進地視察や講師来町に係る旅費、船体及び引揚遺物の調査分析に係る委託料、調査に伴う備品整備費等を措置しており、補正額は500万円、その他特定財源は、同研究所からの委託料の全額です。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認頂きますよう宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありますでしょうか。

「室井議員」

はい。

(議長)

質疑希望・・・・・・・・。

「室井議員」

あるよ。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

えーと、今年度500万ですね。これ今、例えば2か年、来年もまた、この可能性というのは、その辺どういうふうに考えているか。ちょっと、もし、考えが今の現段階であつたら、お伺いしたいと思います。

以上。

(議長)

社会教育課長。

「社会教育課長」

室井議員のご質問にお答え致します。

今回の事業につきましては、まず、今年度500万円ということの委託を受けております。来年度も引き続き最大2年間ということで、来年度も同額の委託ということで、今予定をしております。

今年度につきましては、先程申し上げましたとおり、船体の調査、それから分析ということを進めまして、次年度においては、これらの補助金、委託金を活用しまして、今のある海底に沈んでいる船体の映像ですとか、画像ですとか、そういったものが3D化するような形の映像との作成ですとか、そういったものを引き続き行って、今後の活用に向けてということで考えてございます。

以上でございます。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

わかりました。いいことだと思います。

そしてですね、この今、今年、来年度とね、続いていくこの事業にですね、やっぱり町もね、この補助事業、補助金だけで頼らないでね、やっぱり独自の付加価値を付けていく。独自のものを多少補正してもね、きちっと今、やっておくべきでないですか。こういうのを契機にして、新たにね、1,000万、町の単独事業でですね、この事業を持ち出しして、これをやるってということへの、こういう凄くいい事業がね、今、来た。これにまた、再来年以降ですね、少しでも出してですね、補足していくと、そういう考えがあってもいいのかなと、私思うんですね。その辺は如何でしょうか。

(議長)

社会教育課長。

「社会教育課長」

室井議員のご質問ですが、今おっしゃられたとおり、あの、委託金の部分でできる事業というのはある程度予定をしておりますが、今後につきましても、この調査の中で今後また保存状況をどうしていくのか、今後どうしていくのかという部分につきましては、また、それは、また文化庁の補助金ですとか、そういったものを活用しながら、全体的にですね、これ今後の部分も進めていきたいというふうに考えてございますので、宜しくお願い致します。

「室井議員」

いいですか。

(議長)

はい。室井議員。

「室井議員」

あのですね、課長さんね、こういう契機にね、してですね、やっぱり色んな補助、これをうまくやることによってですね、次年度に繋がるんですよ。新たな事業への。そういうものを、やっぱり模索するという、そういう努力というのをやっぱり必要だと思うんですよ。これ教育委員会だけにですね、やれって言いませんよ。当然、町長部局だってですね、考えていかなきゃならないですよ。江差はね、歴史ある町って言いながらね、こういうものを粗末にしてませんか、と私は思うんですよ。

やっぱりね、教育委員会の物だけとか、教育委員会だけやれって、そう思ったら駄目。どんどん必要な物をね、やっぱり教育委員会提案して、やってもらいたい。これからだって、そういう時代になっているんだ。いいですか、その辺教育長、考えあればですね、教育長の考え一つ、一つお願いしたいと思います。

(議長)

教育長。

「教育長」

ありがとうございます。

実は今回の文化庁の、この水中考古のパイロット事業というのは、昨年度、江差町が一般財源を投じて10年振りに海中の中の遺跡を調査したことから、出発した事業です。国の方も、こぞってこれを応援しましょうということで、2年間、水中遺跡、あるいは今引き上げられた3万3千点の遺物の保存環境、こういったものを2年間通して、まずは調査研究しましょうということです。

その後ろには、もう少し、まだ、ここを公表できませんが、少し大きなですね、プレゼントも待っているようです。そこはこれから、また、担当者間とですね、進めながら時期がきましたら皆さんに、また、お知らせしたいと思いますので、宜しく願い致します。

(議長)

他に、質疑希望ありますでしょうか。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい。すいません。

新人で、やり方わかんないんですけど、今のお話ですね、関連した話なんですけども、基本的には今年と来年2年、補助金を使ってやります。それは確認できました。来年度以降についても考えてます。そしてその考えている理由の根拠となる資金については、補助金を使うということなんですか。それとも、自己財源で考えていくということなんですか。

その辺、お願い致します。

(議長)

社会教育課長。

「社会教育課長」

先ほど、教育長からもありましたとおり、様々なそういう補助金ですとか活用しながら、一般財源も投入するというのは当然ですけども、基本的には、そういった文化庁の補助金をできるだけ活用しながらということで、考えてございます。

(議長)

増永・・・。

「増永議員」

すいません。

じゃ補助金がなかったら、途中で止まる話はないですね。

必ず自己財源を投じながらも、今描いている江差町のその関係の部分に目標として向かっていくってということで、宜しいんですね。

(議長)

教育長。

「教育長」

はい。

先程、担当の方からお話しましたが、今まずもって今の水中の中に入っている遺跡の保存状況がどうなんでしょうかってことを、まず、しっかり調査しなきゃならないということです。

それと、今、銅網という物をかけて船体を覆っていますが、それが本当にベストな保存の環境なのかどうか。あるいは違う方法があるんじゃないのかということ、このパイロット事業でまず見い出すということです。

それと、その後のじゃ、新たな保存環境のための施策につきましては、担当者の方が国の方に照会したところ、別のメニューがありますので、そちらの方で対応して参るということの答えを頂いております。

以上です。

(議長)

宜しいですか。

「増永議員」

はい。

(議長)

他に質疑希望は、ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

原案、挙手多数により、であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

追加日程第12、同意第1号、監査委員の選任についてを議題と致します。

小梅議員は、地方自治法117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席を求めます。

暫時休憩致します。

暫時休憩 13 : 16

※ 小梅議員退席

再開 13 : 16

(議長)

休憩を閉じて、会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

同意第1号、監査委員の選任についてでございます。

任期満了に伴い、議員のうちから選任する監査委員につきまして、小梅洋子氏、昭和17年9月19日生まれ、80歳を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

(議長)

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(「異議あり」の声)

(議長)

はい。田畑議員。

「田畑議員」

あの、別に異議という細い事なんですが、あの、この文章見てですね、僕、あの、直観で、あの、ジェンダーハラスメントだと思っております。あの、デリカシーに欠けるかなという気がしますんで、今後のこういう文章作るには、この生年月日、年齢、これを削除した方がいいのかなという、これは、あの個人的な思いで、今、話をしました。このことに対しては、否定ではありませんけど、細かい話なんですけど、その辺をどうですか、皆さん諮ってみては、事務方も含めて。

今後はこれを、僕は解除、撤回した方がいいと思いますが、如何ですか、皆さん。
以上です。

(議長)

笑の声。(事務局長：ちょっと、休憩して下さい。)

暫時休憩致します。

暫時休憩 13 : 18

再開 13 : 19

(議長)

(事務局長：再開、再開して下さい。)

それでは、再開致します。

総務課長。

「総務課長」

ただ今のご質問にお答えします。

私どもとしますと、本人の氏名、住所、生年月日等につきましては、本人を特定する上で必要な事項ということで考えてございますので、今後におきましても、継続をさせて頂きたいと考えております。

以上です。

(議長)

宜しいですね、はい。

「田畑議員」

納得いきません。

あの、名前だけで、僕はいいと思うんですけど。

どうですか、皆さん。

「増永議員」

はい。議長。

(議長)

増永議員。はい。

「増永議員」

今の件に関しては、やはり、公共的な立場のある人間なので、基本的にはやっぱり全てを出すべきだと僕は思います。基本的には。ただ、本人の意思確認をしてですね、本人が年齢は削除して頂きたいという希望があるのであれば、削除すべきだと思うし、なければ、基本的な考えとおり進むべきだと、僕は思います。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。

あの、ま、監査委員、今回のこの臨時会については、直前で監査委員の議会選出の監査委員が決まりました。そういう意味で、これ1枚で一応、ま、速攻でこの1枚だけの議案になってございますが、これから継続する部分の中であれば、普通であれば、この方のいわば、略歴、職歴、そういったところまでを資料に付けて、こういった人物ですよっていうことでですね、議会の皆さんに透明性をもって、お諮り申し上げるのが人事案件、こういう抑えでございます。

あの、増永議員のご意見については、参考にさせていただきますけども、大事な人事案件でございますので、むしろ、そういった略歴等含めて、ある一定の人物特定を含めた中で、議案としてこちらは提案させて頂きたいなと、このように思っております。

以上です。

(議長)

宜しいですね。

「増永議員」

したら・・・。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

本人確認しないということですか。

本人に年齢を載せていいですか、どうですかっていうのを本人に確認しないで、一方的に議案とおりにやるっていうことですか。

僕が言っているのは、基本的な考え方はそれでも宜しいですっていうことなんです。ただ、配慮の部分が足りないって、今、田畑議員から言われたので、それに関してやはり、一言本人に確認をとって、了解をとって載せるべきではないですか。本人がやだっって言ったら、削除すべきでないんですかっていう話をしているんです。それを考慮して頂けないんですかということですよ。

(議長)

ちょっと、暫時休憩致します。

暫時休憩 13 : 22

再開 13 : 23

(議長)

それでは、休憩を閉じます。

「室井議員」

議長。

(議長)

はい。

「室井議員」

ちゃんと確認してね、指名して。

(議長)

はい。

「室井議員」

田畑議員のね、(議長：はい。) 質問に答弁、ちゃんとしてますか。してないうちに、今、増永議員は質問したんでしょう。なんでそういう許可するんですか、それ。おかしいでしょう。ちゃんと、答弁、答弁で終わってからでないんですか。受け付けるのは。局長、そうじゃないかい。質問の途中で二重質問していいんですか。これこそ、暫時休憩して、ちゃんと勉強しなさい。

(議長)

一時、暫時休憩致します。

暫時休憩 13 : 24

再開 13 : 25

(議長)

まず、あの、休憩を閉じて、増永議員の答弁をお願い致します。

総務課長。

「総務課長」

このような人事案件に対する対応についてのご質問ということで、抑えさせて頂きました。

来たる次回の人事案件の、までにですね、必要とさせる要件等を確認をさせて頂きます。その必要件に応じて、次回は、対応させて頂きたいと思いますので宜しくお願い致します。

(議長)

宜しいですか。

「室井議員」

田畑議員に対する・・・・・・。

そして、増永議員に・・・・。

(議長)

先程の・・・・。

それでは、先程の田畑議員の答弁について。

(議長)

暫時休憩致します。

暫時休憩 13:25

再開 13:29

(議長)

じゃ、休憩を閉じて再開致します。

副町長。

「副町長」

はい。

改めて、ご答弁申し上げますが、我々、執行部というか、行政機関とすれば、人事案件で必要だということでのご答弁を申し上げたところでございますが、引き続き、増永議員の方からのご質問に、総務課長が答えた部分もちょっと重ねますけども、いずれにしても、次に挙がる人事案件までに法的にどうなのかとか、書式だけではなくてね、それから、やはり本人に確認した方がいいんでないかという、別な増永議員の質問も受けながら、それまでに整理をして、次の人事案件までに、そういった形で整理させて頂く。

今言いたいことは、田畑議員から削除した方がいいんでないかということに、イエスカノーかで答えるということではございませんので、次の議会までにその辺を整理させて頂くと、こういうことでございます。

(議長)

田畑議員。

「田畑議員」

えー、今、あの副町長の話も少しわかりますけど、イエスカノーかでないと、物事って進まなような気がするんだけど。その中間って、ありませんよね。やっぱり、あの、俺の考え間違っているかもわかりません。俺はそう思う。ただ、やっぱり最終的には時

期見てですね、次回でもかまいませんけども、方向性というか、やっぱりこれは、現代に合わない。やっぱり俺は、省くべきだと思ってますが、その辺で皆さん方の事務方の意見も集約して、で、次回までに、なんとかした今日やれって言いませんけど、次回までお願いしたいと思います。

「小野寺議員」

答弁、出てますので。

答弁は、もう出てます。

(議長)

はい。

田畑議員、もう質疑、あの、答弁はされてますんで、(田畑議員：はい。)そのまま、進めたいと思います。(田畑議員：はい。どうぞどうぞ、お願いします。)

「室井議員」

議長。ちょっといいですか。

(議長)

はい。

「室井議員」

今ね、関連した質問でさ、田畑議員、ね、それから、増永議員、質問したんですよ。ね、けども答弁はね、してる人にしなきゃ駄目だよ。今みたく、まとめてしますなんてさ、よくそこで黙ってるね、局長。一人ずつでしょ、答弁は。一人の質問に対して、一人の答弁ちゃんとする。そうでないんですか。関連で質問していいんですかこれから。ちゃんとそこ、整理して下さい。

(議長)

はい。

今後、整理致しますんで、大変、申し訳ございませんでした。

(議長)

それでは、この採決は、起立によって行います。

(議長)

同意第1号、監査委員の選任については、檜山郡江差町字愛宕町205番地、小梅洋

子氏、昭和17年9月19生まれ、80歳を選任することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立、多数です。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩致します。

暫時休憩 13 : 33

※ 小梅議員入場

再開 13 : 33

(議長)

休憩を閉じて、会議を再開します。

(議長)

追加日程第13号(正:13)、発議第2号、令和4年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、議長を除く全議員による発議であります。

従いまして、議長及び監査委員を除く10名の議員を委員とし、構成する令和4年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、令和4年度江差町各会計決算審査をこれに付託の上、閉会中の継続審査とすることとし、また、審査にあたっては、地方自治法第98条第1項の規定による検閲検査の権限を特別委員会に委任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、本案については、議長及び監査委員を除く10名の議員を委員として構成する、令和4年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置し、令和4年度江差町各会計決算審査をこれに付託の上、閉会中の継続審査とすることとし、また、審査にあたっては、地方自治法第98条第1項の規定による検閲検査の権限を特別委員会に委任すること

に決定しました。

(議長)

次に、お手元に配布のとおり、議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会の各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第14条、第14として、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、追加日程第14条（正：第14）とし、議題とすることに決定しました。

(議長)

追加日程第14、閉会中の継続調査の申し出を議題と致します。

(議長)

先程、申し上げたとおり、議会運営委員会、並びに各常任委員会から会議規則第76条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出がありました。

(議長)

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出とおり、閉会中の継続調査とすることに、決定致しました。

(議長)

以上で、今臨時会に付議された事件については、すべて議了致しました。

これで、会議を閉じます。

令和5年第5回江差町議会臨時会を閉会致します。
皆さん、お疲れ様でした。

閉 会 13：36